

第7号様式(第9条関係)

1 政党交付金(支部政党交付金)収入簿

交 付 を し た 者	金 額	年 月 日
収 入 の 総 額		

2 政党交付金(支部政党交付金)による支出簿

支 出 の 目 的		金 額		年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名	支 出 を 受 け た 者 の 住 所
項 目	摘 要		政 党 交 付 金 (支 部 政 党 交 付 金) 充 当 額	政 党 基 金 (支 部 基 金) 充 当 額		
1 支部政党 交付金	1 何々 2 何々 総 計					
2 経常経費 (1) 人件費	1 何々 2 何々 合 計					
(2) 光熱水 費	1 何々 2 何々 合 計					

(3) 備品・ 消耗品費	1	何々							
	2	何々							
		⋮							
		⋮							
	合	計							
(4) 事務所 費	1	何々							
	2	何々							
		⋮							
		⋮							
	合	計							
	総	計							
3 政治活動 費									
(1) 組織活 動費	1	何々							
	2	何々							
		⋮							
		⋮							
	合	計							
(2) 選挙関 係費	1	何々							
	2	何々							
		⋮							
		⋮							
	合	計							
(3) 機関紙 誌の発行 その他の 事業費 ア 機関 紙誌の 発行事 業費	1	何々							
	2	何々							
		⋮							
		⋮							
	小	計							

イ 宣伝 事業費	1	何々						
	2	何々						
		⋮						
	小	計						
ウ 政治 資金 パーティー 開催事 業費	1	何々						
	2	何々						
		⋮						
	小	計						
エ その他 の事業費	1	何々						
	2	何々						
		⋮						
	小	計						
(4) 調査研 究費	合	計						
	1	何々						
	2	何々						
		⋮						
(5) 寄附金	合	計						
	1	何々						
	2	何々						
		⋮						
(6) その他 の経費	合	計						
	1	何々						
	2	何々						
		⋮						

	合 計 総 計						
支 出 の 総 額							

3 政党基金(支部基金)簿

政 党 基 金（支 部 基 金）の 名 称							
前 年 末 の 残 高 ①				目 的			
積 立 て		取 崩 し					
年	月	日	金 額	年	月	日	金 額
小 計 ②							
果 実							
年	月	日	金 額				
小 計 ③							
合 計 (②+③)④				合 計 ⑤			
本年末の残高(①+④-⑤)⑥							
増 減 額 ⑥-①							

(記載要領)

1 政党交付金(支部政党交付金)収入簿

- (1) 収入簿には、政党交付金(支部政党交付金)の全ての収入について、その交付をした者の名称、金額及び年月日を記載すること。
- (2) 収入簿は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。
- (3) 上記に掲げる事項以外の事項で、会計責任者において必要と認めるものは、適宜記載することができるものであること。

2 政党交付金(支部政党交付金)による支出簿

- (1) 支出簿には、この様式の定める区分に従い、全ての支出を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 支出とは、法第14条第1項(第3項)に規定する政党交付金(支部政党交付金)による支出をいう。
- (3) 全ての支出は、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類して記載すること。
- (4) 全ての支出は、支出額の内訳を「金額」欄中、政党交付金(支部政党交付金)を充てるものにあつては、「政党交付金(支部政党交付金)充当額」欄に、政党基金(支部基金)を取り崩して充てるものにあつては、「政党基金(支部基金)充当額」欄にそれぞれ記載することとし、その合計額は、「金額」欄の額と一致するものであること。
- (5) 全ての支出は、支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」(団体にあつては、「乙製本株式会社(丙支店)」)というように記載し、支出を受けた者の住所(団体にあつては、その主たる事務所の所在地)を「支出を受けた者の住所」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。
- (6) 支部政党交付金については、法第14条第2項に規定する支部政党交付金の支給について記載するものとし、支給の目的、金額とその内訳、支給年月日、支給を受けた支部名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- (7) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額とその内訳及び年月日を記載すること。

ア 人 件 費 政党の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に

- 支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料その他の各種保険料の類をいう。
- イ 光熱水費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
- ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
- エ 事務所費 事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。
- (8) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額とその内訳及び年月日を記載すること。
- ア 組織活動費 当該政党の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
- イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- ウ 機関紙誌の発行その他の事業費
- (ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
- (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
- (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、講演諸経費の類をいう。
- (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
- オ 寄附金 政治活動に関する寄附、賛助金、負担金の類をいう。
- カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。
- (9) 支出簿は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

3 政党基金(支部基金)簿

- (1) 政党基金(支部基金)簿には、この様式に定める区分に従い、その名称、目的、金額及び年月日を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。
- (2) 「政党基金(支部基金)の名称」欄には、当該基金の名称を、例えば、「選挙対策基金」というように記載し、「目的」欄には、基金の目的について、具体的に記載すること。基金が複数のときは、別葉とすること。